

各 区 役 所 長
各 部 長
教 育 長
市 議 会 事 務 局 長
各 委 員 (会) 事 務 局 長 } 様

南相馬市長 渡 辺 一 成

平成22年度予算編成基本方針について（通知）

I 国の経済情勢

我が国の経済情勢は、景気は持ち直してきているものの、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。先行きについては、雇用情勢が悪化傾向で推移するものの、海外経済の改善などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されている。

一方、雇用状況の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要がある。

II 国の予算の動向

毎年度の巨額の財政赤字と依然として高水準にある長期債務残高など、引き続き極めて深刻な状況にある中、新たな政権体制のもと、マニフェストの工程表に掲げられた新規施策を実現するために、全ての予算を組み替え、新たな財源を生み出し、既存予算についてもゼロベースで厳しく優先順位を見直すなどの方針で臨むこととしている。

III 地方財政の状況

平成22年度の地方財政は、国において自動車関係諸税の見直しによる暫定税率の廃止など、地方の財政運営に深刻な影響を及ぼす制度見直しが進められており、また国の予算編成の見直しから、地方交付税や国庫支出金などの地方関連予算の仕組みが変わることから、歳入の確保は引き続き厳しい状況が予想される。また、国の行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分け作業の結果においても、国庫補助事業の廃止や縮小の方針が多数示されるなど国庫補助制度の先行きが不透明な状況である。

県の平成22年度予算編成においては、昨年度策定した財政構造改革プログラムにおける「緊急対応期間」の2年目として、引き続きあらゆる工夫による歳入確保に取り組むとともに、事務事業の効率的執行や整理合理化、人件費の抑制など、行財政改革を徹底し、持続可能な財政構造を確立できるように最大限に努力していくとしている。具体的には、800億円の財源不足を公共事業（県単、補助）で前年度比20%の削減、一般事業等で0%から15%の削減を実施するとしている。

このような財政状況の中で、地方交付税や国・県補助金等に大きく依存した財政運営を行っている地方公共団体においては、財源確保は益々厳しい状況になることが予想され、本市においても同様であるといえる。

IV 本市の財政状況と予算編成の基本的な方針

本市の財政状況を見ると、平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、国が定める適正な比率の範囲内ではあるものの、公債費の負担割合を示す実質公債費比率の3か年平均は、前年度より0.7ポイント上昇した16.7%となり、市債の発行について厳しく抑制する必要がある。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度と比べ1.3ポイント上昇した93.2%となり、財政構造の弾力性が失われつつあり、一層硬直化が進んでいる。

平成22年度の財政見直しにおいては、歳入では、市税で1億3千万円の減（法人税で前年度の景気減速が若干回復することが予想されるため1億3千万円増になるものの、個人市民税で7千万円減、固定資産税で、火力発電所償却資産の減価償却などにより1億9千万円減）、また、減収の財源措置である普通交付税・特別交付税なども思うような増額が見込めない状況である。歳入一般財源の減少が予想される一方、歳出では、扶助費、公債費など義務的経費の増加が確実なことに加え、補助費の増加もあり、6億円程度の一般財源の不足が避けられない状況にある。

以上のことから、平成22年度当初予算編成に当たっては、「南相馬市行政経営方針（平成21年10月9日付け21企第652号）」を踏まえ、定員適正化計画の推進や総合計画の具現化を図るために、既存事業の徹底した見直しや縮減に努めるとともに、歳入の財政規模に見合った事務事業の構築を推進し、施策事業構築の効率化及び最適化が図られた予算編成となるよう努めるものとする。

予算の見積りにあたり、この基本方針の下、別紙「予算編成について」で定めるもののほか、下記事項に特に留意の上、予算要求するよう通知する。

記

1 予算編成の基本的な考え方

平成22年度予算規模については、国県の予算編成の見直しや財政状況を踏まえ、厳しい予算編成となるが、財政調整基金を取り崩さないことを基本に、事業の見直しを積極的に行い、歳出抑制を図り、当市の財政規模に見合った予算規模（270億円台）での予算編成を目標とし、財政運営の健全化を図るものとする。

- (1) 総合計画の実施計画（平成22年度から平成24年度）を基本に事業の最適化を行い、中長期に係る重点事業については創意と工夫をこらし、重点選別主義により推進することとし、予算がどのように執行され、どのような成果が得られたかを十分検証し、予算編成を行うこと。
- (2) 平成22年度予算については、実施計画事業を基本に事業の最適化に努め、前年度当初予算一般財源配分額にシーリングを行う区及び部単位の枠配分方式を取り入れ、現下の厳しい財政状況を勘案し、各区・部は、それぞれ内部での議論を深め配分された財源の中で、主体性・自立性を発揮して予算編成に取り組むこと。
- (3) 限られた財源をこれまで以上に効果的・効率的に活用していくため、南相馬市行政経営方針に基づき、必要性、緊急性、効果等の観点から重点選別を徹底するとともに、新規施策及び歳出の増加を伴う制度の改正については、スクラップ・アンド・ビルドの原則を遵守し、既存施策の廃止、縮小などにより財源の確保を図ること。また、既に実施を決定した事業や設計、建設に着手した事業についても、可能な限り事業規模や期間の見直しを行うこと。なお、新規施策については、原則として終期を設定するものであること。

(4) 国県の予算、制度に関わる施策については、政権交代に伴い大きく変わることが想定されることから、予算編成の動向について情報収集を積極的に行うこと。

また、県補助金については、年内に事業別の方針が示される予定であることから、情報が入り次第調整することとする。

(5) 将来の公債費負担を抑制するため、市債発行額を抑制し、市債残高の削減を図ることを基本とし、臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスの確保に努めること。

2 区・部別枠配分方式予算編成について

(1) 枠配分方式の導入の意義については、下記によるものとする。

① 枠配分方式の導入については、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るものとし、主体的に事業の方向性を判断することにより、効率的かつ効果的な事業運営を行い、市民への行政サービス向上を図るものとする。

② 各区・部での自らの権限と責任で予算を編成することで、自主性を確保するものとし、職員の事業に対するコスト意識の向上を図るものとする。

(2) 枠配分方式の区分及び対象経費については、別途通知によるものとする。

3 枠配分外について

(1) 各区自治振興基金事業（小高区・鹿島区・原町区の自治振興基金）について

各区の地域事業は区枠配分のほか、地域協議会の協議を経て地域の特色ある事業を行う場合、「各区自治振興基金」を財源として地域予算を要求することができる。

(2) 地域振興基金事業について

市民の連携の強化及び地域振興を図るため、地域振興基金条例及び取扱要綱に基づき事業を行う場合、「地域振興基金」を財源として予算を要求することができる。

① 市民の連携強化（地域住民の一体感の醸成）の事業 配分額 85,000 千円

② 各区の地域振興のための事業 配分額 85,000 千円程度を予定

配分額：小高区 17,000 千円、鹿島区 17,000 千円、原町区 51,000 千円が目安

4 重点施策について

平成22年度当初予算における重点施策については、「総合計画実施計画（H22～H24）策定方針」（平成21年10月13日付け21企第711号）で示した3項目「活力・安心・潤い」について重点的に取り組むものとする。

5 事務事業事前評価の実施

限りある財源の中でより質の高い行政サービスを提供し、市民納得度の向上を図るため、事務事業事前評価実施要綱に基づき、新規事業は、事務事業事前評価を実施する。

6 事後評価結果や決算特別委員会の意見の反映

平成20年度事業の事後評価結果や平成20年度決算審査特別委員会の結果を踏まえた対応（PDCAサイクルのCheck・Actionの実践）を行い、平成22年度当初予算に反映できるよう積極的に取り組むこと。